

初任給調整手当の運用について

制 定 令 5.3.31 総務給41

第9条関係

この条の「別に定めるところ」とは、当該職員に対して改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとして初任給調整手当を支給されることとなる日から初任給調整手当を支給されていたものとした場合に改正の日以降においてなお支給されることとなる支給期間及び支給額とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。